

＊ 生徒指導関係

■ 登下校

- (1) 8時30分を過ぎて教室にいない場合は遅刻扱いとする。
- (2) 通学中は交通ルールを遵守し、安全確保に努めること。決められた通学路を通して登下校をすること。
- (3) 登校時、JR枝光駅前の道路横断に際しては、駅前の歩道橋を使用すること。
- (4) スクールバスの利用にあたっては、JRを利用する一般の方に迷惑をかけないように常識ある行動をとり、整列して乗車すること。
- (5) 無許可の自家用車による送迎、タクシー利用は禁止とする。
- (6) 道路を通行する際は、多人数による並列歩行など、自動車等の通行の妨げとならないように気をつけること。
- (7) 自転車の使用は、駐輪場施設のある最寄りの駅、または学校までとする。
ただし、JR枝光駅での駐輪は不可。
- (8) 通学時に自転車を利用する者は、自転車の交通ルールを遵守すること。また、必ず保険に加入し、学校に届け出て自転車通学の許可を受けること。また、必ずヘルメットを着用すること。
学校に自転車乗り入れを許可された者は、ステッカーを必ず決められた位置に貼ること。
- (9) 公共交通機関を利用する生徒は、高齢者や身障者に対して積極的に席を譲ること。
- (10) 登校後は外出をしてはならない。必要がある場合にはクラス担任の許可を得ること。
- (11) 裏門の開門時間は下記とし、それ以外の時間は閉門とする。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平常時 | |
| 登校時／月～金曜日 | 7:00 ～ 8:25 |
| 下校時／月～金曜日 | 15:00 ～ 21:30 |
| ② 試験時 | 7:00 ～ 21:30 |
| ③ 夏期・冬期課外授業時 | 7:00 ～ 21:30 |

- (12) 最終下校時間は原則として20時とする。

■ 学校生活

① 礼 儀

社会の一員としてその場にふさわしい立ち居振舞を常に心がけること

- (1) 年長者や来校者に対して礼儀をもって接し、挨拶・会釈を励行すること。
- (2) 生徒間で進んで挨拶をすること。
- (3) 美しい言葉遣いを心がけること。

② 服 装

本校生徒であることを十分に自覚し、誇りを持って制服を着用すること

- (1) 夏季・冬季の着用期間については下記を目安とし、夏制服、冬制服の着用は各自で判断してよい。

- | | |
|----------|-------------|
| ◎夏制服着用期間 | 6月1日～9月30日 |
| ◎冬制服着用期間 | 10月1日～5月31日 |

※ただし式典出席の際の制服は上記の着用期間に従うこと。

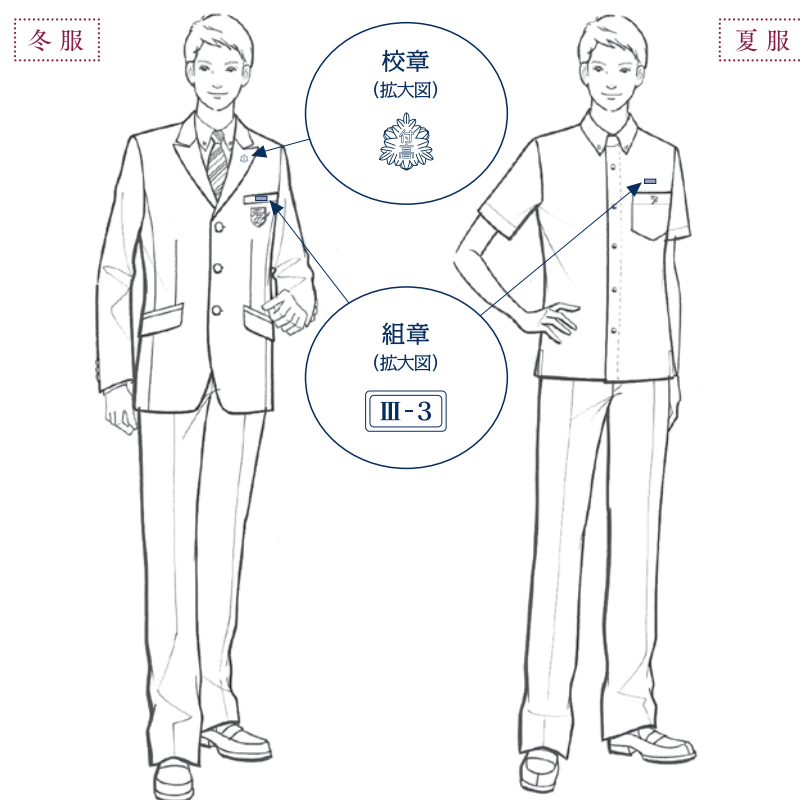
- (2) 制服は本校指定のものとし、不必要な加工・改造は厳禁とする。
着用が許可できないような状態と認められる場合は「再購入」とする。
- (3) 防寒着として、本校指定のコートの着用を許可する。マフラーやネックウォーマー、手袋は華美でないものを使用可とする。
- (4) 通学カバンは本校指定のものとする。(カバンにつけるキーホルダーは手の平サイズのものを1つまで許可する)また、部活動で使用するバッグについては、顧問教諭の指導に従うこと。
- (5) 原則として授業、試験時は通学カバンで登校すること。
- (6) 通学靴は黒のローファー(飾りのついていないもの。踵の高さは2.5cm以下)もしくはグラウンドシューズを使用すること。ただし、大雨の日は長靴(レインシューズ)大雪・凍結の日は安全なシューズの使用を認める。
- (7) ベルトの色は、黒・紺・茶とする。ただし、華美なものや穴が2列以上のもの、バックルが大きなものは禁止する。
- (8) 袖まくりは校内のみ可とする。ただし、清潔感を心掛けること。
- (9) 冬制服は自由な組合せを認めるが、式典では冬制服を着用しブレザーとネクタイを着用すること。
ブレザー着用時は常時ボタンを留め、ボタン式のネクタイを着用すること。
- (10) 校章・学年組章は定められたところに常時付けること。
- (11) 装飾品(ピアス、指輪、ブレスレット、ネックレス、ミサンガ等)の着用は禁止する。
ピアス用の穴を開けることも禁止する。
- (12) 化粧をすること(アイプチ、マニキュア、補強用マニキュア、まつげカール、爪磨き、カラーコンタクトの使用)、化粧品の所持を禁止する。ただし、日焼け止めやリップクリームは無色のものに限り使用を認める。疑わしい場合は、教員がメイク落としを使用して確認する。
- (13) 何らかの理由で異装での登校が必要な場合は、クラス担任に届け出て許可を得ること。
- (14) 土・日・休暇中の登校も制服を着用すること。但し、部活動のために登校し、顧問教諭の許可でチームウェアを着用している場合はこの限りではない。課外授業実施日や、休日であっても模試を受験する場合は制服で登校すること。

■ 服装の細目

* スラックス着用時

- ・ズボンを腰よりも下の位置まで下ろしてはくことを禁止する。
- ・冬制服では、シャツのボタンをすべて留め、ネクタイをきちんと締める。
- ・アンダーウェアは、シャツから見えないように着用する。夏・冬ハイネックは禁止とし、白色の無地、ワンポイントのものを着用する。
- ・靴下は単色で無地の黒、紺、グレー、白色、(ワンポイント可、丈はくるぶしが隠れる長さ以上)とする。ただし、学校行事、式典等では黒色とする。

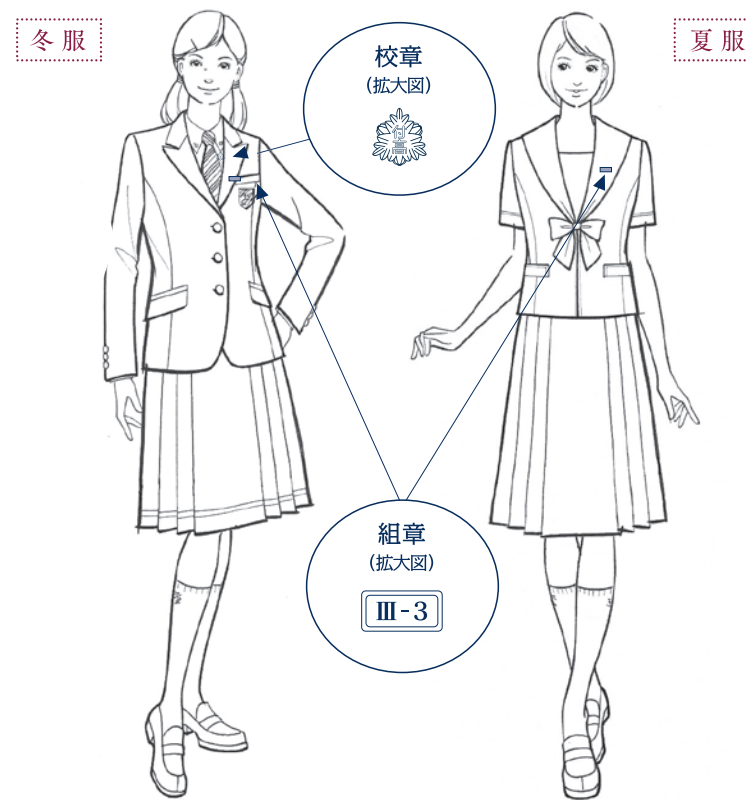
<スラックス着用時>



* スカート着用時

- ・制服のスカートは、膝をついて裾が床につく長さにする。ベルトを使用して折り曲げることは認めない。
- ・冬服着用期間には、シャツのボタンをすべて留め、防寒用として肌色無地ストッキング、黒色無地タイツの着用を認める。
- ・アンダーウェアは、シャツから見えないように着用する。派手な色、柄のものは禁止する。
- ・靴下は本校指定のもの、もしくは単色で無地の黒、紺、グレー、白色、(丈はくるぶしが隠れる長さ以上、膝が隠れないものとする。)ただし、学校行事、式典等では黒色とする。

<スカート着用時>



使用許可マフラーについて

○ 使用を認めるもの〈例〉

① 学校指定のマフラーを含む制服に馴染む色のマフラー



② ネックウォーマー



× 使用を認めないもの〈例〉

① スヌード



② 毛足の長いもの



③ 制服に馴染まない色



マフラーに関して、安全に十分配慮し、使用するように心掛けましょう。

ツースロックについて

○ 認められる髪型〈例〉



× 認められない髪型〈例〉

① ラインが入っている



② 結んだり、耳に掛けて見せる



③ 刈り上げが大きい



編み込み、不必要な飾り編みは禁止。
ルールを守って、爽やかな髪型で生活しましょう。

■ 頭 髪

- (1) 頭髪は端正にして、清潔感のある高校生らしい自然な髪型を心がける。
- (2) パーマ・染髪・脱色等の加工や編み込みは原則禁止する。
- (3) 前髪は目にかからない長さとし、肩にかかる長さになれば結ぶこと。
(ゴムの色は黒、紺、茶のいずれかとし、華美でないものとする。)
- (4) 眉をカットしたり、細くすることは禁止する。

■ 所持品

- (1) 貴重品は自己責任のもと、個人ロッカーを使用して管理すること。
 - ・ 個人ロッカーには必ず自分でカギをつけること。(カギはナンバー式のものを使用する)
 - ・ 財布は身につけるか、個人ロッカーに入れて施錠し管理する。ただし、体育の授業時は必ず個人ロッカーに保管、管理すること。
 - ・ スマートフォン・携帯電話を学校に持ち込む場合、登校後すぐに電源を切り、個人ロッカーに入れて施錠すること。
 - ・ 個人ロッカーは使用時以外、常に施錠を心がけること。特に昼休みや放課後は必ず施錠すること。
- (2) 多額の現金や貴重品を学校に持ち込まないこと。
特に理由があってやむを得ず持ち込む場合は、クラス担任に預けること。
- (3) 金銭、物品等の貸借を禁止する。
- (4) 教科書やノートなど、所持品には可能な限り氏名を記入すること。
- (5) 学校に不必要な物(漫画本、雑誌、化粧品、遊具類等)は持ち込まないこと。
- (6) 登校時には生徒証明書を常に携帯すること。
- (7) 学校へスマートフォン・携帯電話を持ち込む場合には予め許可を取り、使用に関してはルール・マナーを守ること。
- (8) ハンディファンは登下校中と教室内(授業中を除く)のみ使用可。

■ デジタル通信機器(携帯電話等)の取り扱いについて

- (1) 学内・学外を問わず、自他の身体及び生命に危険を及ぼす行為、またその可能性のある行為を禁止します。

例：歩きながらや自転車運転中の使用(イヤホン使用を含む)

- (2) 学内・学外を問わず、他者の権利を不当に侵害する行為、またその可能性のある行為を禁止します。

例：①本校または当事者の許可なく、写真や動画を撮影、あるいは音声を録音すること

②使用・作成したコンテンツ等を本校または当事者の許可なくインターネット等を用いて共有すること

③インターネット上やSNS等で誹謗中傷するなどして、他者に精神的な苦痛を与えること

④公共の場での迷惑行為(電車・バス内での通話、混雑した車内での使用、イヤホンを使用しない音楽・動画等の視聴、使用しながら集団で騒ぐこと、使用することによる他者の通行妨害等)

- (3) 学内及び登下校時において、本校の教育活動、もしくは安全確保を目的としない使用を禁止します。また、学内においては許可された時間と場所で使用してください。
なお、それ以外で使用する必要が生じた場合は、教員の許可を得てください。

- (4) その他、学内・学外を問わず、社会通念上認められない行為を禁止します。

- (5) 学内における個人のデジタル通信機器(携帯電話等)の使用は、以下の場合を除いて禁止します。

①下校時に保護者と連絡を取る場合
(高校エントランスホール・施設管理室前の大階段踊り場に限定)

②特段の理由により、教員の許可がある場合

原則として、個人の通信機器は登校後速やかに電源を切り、各自のロッカーにて施錠保管の上、下校時まで使用しないでください。また、通信機器のセキュリティは個人の責任において保護・管理をしてください。

計算機および通信機能付の腕時計は考査持込禁止。

- (6) 上記(1)～(5)に関する明らかな違反が判明した際は、記録を残した上で指導を行います。
重大な違反や度重なる違反があった場合は懲戒指導の対象となることがあります。
また、その際使用した個人の通信機器は10日間の保護者預かり(厳封)とし、クラス担任が学校で開封の後、本人に返却します。

- (7) トラブル発生の際はその内容の調査及び解決のため、通信内容等の開示を求めることがあります。

- (8) 個人の使用・操作によるデジタル通信機器の破損、盗難・紛失、ウィルス感染、情報の消失、その他の損害に関しては、学校は一切の責任を負いません。

■ 校外生活

- (1) 外出の際は、生徒証明書を常に携帯すること。
- (2) 22時を過ぎでの外出は原則禁止とする。ただし、保護者同伴の場合は除く。
- (3) 保護者の許可のない外泊は禁止とする。
- (4) アルバイトは原則として禁止とする。やむを得ない事情がある場合は、事前に保護者及びクラス担任とその目的・理由についてよく話し合った上で、クラス担任を通じて学校の許可を受けて行うこと。
- (5) 在学中は未成年として禁止されている行為、及び禁止されている場所への立ち入りを禁止する。
- (6) 事故に遭った場合は、速やかに学校に連絡すること。
- (7) 公共交通機関等を利用する場合は、乗車マナーを守り、通路・階段等で他の乗客に迷惑をかけないこと。
- (8) 原付、自動二輪、普通自動車の運転免許の取得は原則として禁止する。
家庭の事情等で免許が必要な場合は、クラス担任、保護者、本人の三者で話し合い、所定の届出用紙で届け出ること。



■ 懲戒

- (1) 校内外において、反社会的行為、他人の嫌がる行為や学校の指導に従わない行為、学校のイメージを損なう行為をした場合には懲戒の対象とする。
- (2) 懲戒の種類
 - ・ 退学（退学勧告）
 - ・ 停学（無期、有期）
 - ・ 校長訓戒
- (3) 懲戒の対象となるもの
 - ・ 暴力行為（暴言、粗暴な行為等）
 - ・ いじめ
 - ・ 万引き、窃盗
 - ・ 喫煙、タバコ所持 ライター等所持
 - ・ 電子タバコ等使用、所持
 - ・ 薬物使用、所持
 - ・ 飲酒
 - ・ 不正行為（カンニング等）
 - ・ 性の商品化
 - ・ ネット等への誹謗中傷の書き込み
 - ・ 無断アルバイト
 - ・ 度重なる服装違反
 - ・ 指導拒否
 - ・ 無断免許取得等
- (4) スマートフォン・携帯電話を、試験時及び許可なく授業中に使用した場合、懲戒の対象となることがある。

■ 校内施設の使用・美化

- (1) 学校の施設を使用する時は許可を得て使用すること。
また、備品、器具、図書等を使用する際は大切に取り扱い、使用後は必ず所定の場所に返却、整頓すること。これらを破損した場合は直ちに届け出ること。
故意や甚だしい過失による破損の場合は弁償しなければならない。
- (2) エアコンの使用に関しては、適切な温度管理に努め、不在の場合は必ず電源を切ること。（移動教室も同様）
- (3) 校内での電気・水道の使用は節約に努め、火気の使用は厳禁とする。
- (4) トイレの使用は特に衛生面に配慮し、所定の紙以外の使用を禁止する。
- (5) 各クラスは毎日所定の時間に、所定の場所を掃除すること。
- (6) ゴミは所定のゴミ箱に処理し、放置してはならない。
空きカン、ペットボトル等は分別すること。
- (7) ポスター、その他の掲示物を貼る場合は、生徒指導部の許可を得ること。